

## 平成25年度 法学既修者コースA日程第2次選抜 刑事系科目出題意図及び採点講評

### 問題1

#### 【出題意図】

本問は、最高裁判例における因果関係の判断構造について、その基本的な理解とその応用を求めたものである。

最近の一連の最高裁判所の判例によれば、当該行為と結果との間の因果関係を認めるには、その行為に、本来内在する（結果を発生させうる）危険が存在したかどうかという点と、その事前の危険と現実に発生した結果実現過程のずれがどの程度か、という2段階の判断による。

本件の事案自体は、これら一連の最高裁判例でも著名な、高速道路喧嘩事件（最決平16年10月19日刑集58巻7号645頁）の変形であり、当該判例に接した機会があれば、その応用として、問題の核心を把握することは極めて容易だったと思われる。

すなわち、X、Y、Zのそれぞれの行為について、それぞれの被害者の致傷結果との間に、因果関係を認めることができるかについて、事実関係から判断して、内在する危険性並びにその実現過程について、検討することが求められている。

#### 【採点講評】

法科大学院の設立趣旨に照らして、法学既習者には、法学における基本的な概念・体系についての基礎的な知識が要求されるだけでなく、とりわけ重要な判例理論について、具体的な事例に即した問題解決の方法とその一般的な適用可能性の限界としての、いわゆる「判例の射程」に対する正確な理解が不可欠と考える。

題意において、最近の最高裁判例について触れよとの指示があったのにかかわらず、具体的に判例に言及した解答例は極めて少なかった。

そもそも、本問の中心論点が、因果関係に関するものであることの問題設定それ自体に到達しきれていないもの、さらに、因果関係に関するものであるとの認識には到達しながら、いわゆる相当因果関係説への言及にとどまり、それに関する最高裁判例としても、過去の一判例過ぎない「米兵ひき逃げ事件」をあげるにとどまっているものなどもみられた。

最近の基礎的な判例・理論等について、十分な学習成果を示されるように期待したい。

### 問題2

#### 【出題意図】

財産犯の成立に関する基本的な最高裁判例を理解し、特に財産犯の基本的な犯罪類型である窃盗罪の成立要件を正確に理解しているかを問うものである。

#### 【採点講評】

器物損壊罪と建造物損壊罪の限界について理解しているかについて、最高裁決定自体に言及するものは見られなかつたが、従来の毀損取り外し基準ばかりでなく、機能の重要性が着目されるようになった点に言及する答案があつたのは、非常によかったと思われる。

窃盗罪の成立と不法領得の意思の関連について理解しているかについて、通説的理解によれば、窃盗罪について不法領得の意思が必要であることに言及している答案がほとんどであった。不法領得の意思の内容も適切に紹介されていた。基本的な事項であるから、この点については必ず言及してほしい。さらには判例についても、より詳しく言及してほしかつた。

### 問題3

#### 【出題意図】

被疑者勾留に関する基本的な理解を問うものである。

#### 【採点講評】

(1) 実体的要件に焦点を当てるよう問題を限定しているにもかかわらず、それにまったく言及していない答案が多かつた。また、仮にその点に言及し得ているとしても、的確に説明し得ている答案は、非常に少なかつた。

(2) 勾留請求が認められない場合があり得るが、その理由についてまったく論ぜず、結論だけ示している答案が多かつた。また、認められない場合があり得るとして、それはいかなる場合か、この点についてもまったく言及していない答案が多かつた。